

平成26年 第4回定例会 10月9日

総務委員会に審査を付託されました議案二件及び請願六件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第百五号の平成二十六年度岐阜県一般会計補正予算については、歳入予算補正は総額百八十六億一千九百三十五万五千円の増額をするものであり、その内容としましては、台風十一号や八月十五日からの豪雨災害の復旧事業に係る国庫支出金として四十四億八千二十四万円の増額、合同会社土岐アクアシルヴァからいただいた寄附金として八千万円の計上、災害復旧や建設事業の増加に伴い、県債として八十七億八千二百二十万円の増額などとなっております。

また、歳出予算補正中総務委員会関係としましては十九億三千五百九万九千円の増額をするものであり、財政調整基金への積み立て、社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム整備等を行うための経費、山岳遭難防止対策に関するさらなる指導体制の強化及び普及啓発活動を図るための経費などに充てるものであります。

次に、条例その他の議案としましては、地方自治法の改正を受け、市町村などの間に紛争が生じた場合に、県が設置する自治紛争処理委員から解決のための処理方を定めるため、出頭を求められた当事者等を旅費の支給対象者に追加する議第百九号 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例についてであります。

採決の結果、議第百五号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第百九号の各案件については、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第四十三号 集团的自衛権行使の容認の閣議決定を撤回し、立法化しない意見書を政府に送付することを求める請願、請願第四十四号 「集团的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願書及び請願第四十九号 「集团的自衛権の行使容認に反対し撤回を求める意見書」の提出を求める請願書については、平成二十六年第三回定例会にて可決された「集团的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書」の内容に沿わないものであるなどの意見があり、採決の結果、請願第四十三号及び第四十四号は全会一致をもって、請願第四十九号は賛成多数をもって不採択とすべきものとそれぞれ決定いたしました。

次に、請願第四十五号 「秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書及び請願第五十号 「特定秘密保護法施行に反対する意見書」の提出を求める請願書については、法の適正な運用を図るために、政府内において有識者会議からの意見を踏まえ検討が進められていることから、特定秘密保護法の廃止を求める必要はないと考えられるなどの意見があり、採決の結果、請願第四十五号は全会一致をもって、請願第五十号は賛成多数をもってそれぞれ不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第四十八号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については、今後増大する社会保障関連経費に対応するためには、消費税率引き上げによる安定財源の確保は必要なものであると考えられるなどの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、総務委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ただいま議題となりました三本の提出理由を説明させていただきます。

まず、県議第十四号 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表いたしまして提出理由を説明いたします。

今回提出した条例改正は、県土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために定められる国土強靱化に関する基本的な計画について、これを議決条例に基づく議決事件に加えようとするものであります。

本県におきましては、将来的な南海トラフ巨大地震や内陸型直下型地震などの大規模地震の発生が危惧されているほか、集中豪雨による水害、土砂災害、孤立集落といった脅威にさらされており、それらへの対応は喫

緊の課題であります。そして、そのためには実効性の高い計画の策定、政策の実現に向けて議会が積極的な役割を果たすべきと考えます。

したがって、国土強靱化に関する基本的な計画は、県民生活に関連し県政の施策の基本的な方向や主要な事業にかかわるものとして、その策定について議会の議決事件とすることが必要であり、これを追加するため議決条例の一部を改正する条例案を提出するものであります。

続いて、県議第十五号 憲法改正の早期実現を求める意見書について、提出者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

現憲法は、昭和二十二年五月三日に施行されて以来、約七十年間、一度も改正されておられません。

この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化しており、特に大規模災害への対応を初め、家族のきずな、環境等の諸問題など、憲法制定時には想定できなかった事態への対応が求められています。また、国民は国と郷土をみずから守り、家族や社会が助け合って国家を形成する自助・共助の精神にも言及する必要があります。

このような中、各政党、各報道機関、民間団体等からさまざまな憲法改正案が提唱されており、国会においても平成十九年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、改正に向けた制度整備がなされておりますが、改正発議に向けた審議は進んでおりません。

このため、国に対して新しい時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法改正案を早期に作成し、国民みずから判断する国民投票を実現するよう強く求めるものでございます。

続いて、県議第十六号 社会福祉法人への法人税課税回避を求める意見書について、提出者を代表いたしまして説明をいたします。

本年、政府の税制調査会がまとめた「法人税の改革について」と題する報告書において、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要があるとの方向性が示されたところであります。特に、介護事業など民間事業者との競合が発生している分野におきましては、課税の公平性を確保していく必要があることから、社会福祉法人への法人税課税が検討されているところであります。

社会福祉法人は、数々の制約がある中、生活困窮者の支援に取り組み、今日まで社会のセーフティーネットを担ってまいりました。こうした背景などを顧みず、社会福祉法人に対して法人税の課税を行うことは、我が国の社会福祉制度を根幹から揺るがすものとして憂慮されております。

このため、国に対し我が国の安定的福祉基盤を維持していくためにも、社会福祉法人への法人税課税を回避することを強く求めるものでございます。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。